

日本のコロナ禍対策 「貸付と給付」

佛教大学 専任講師

佐藤 順子



日本国政府
新型コロナウイルス感染症緊急経済対策閣議決定
(2020年4月7日)
5本の柱

- ①雇用の維持
- ②資金繰り対策
- ③事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援
- ④生活に困っている人々への支援
- ⑤税制措置(所得税納税期限の猶予)

☞ コロナ貸付は④に含まれるが、
「貸付」であって「給付」ではない

コロナ貸付の特徴

- ①貸付実施主体は、社会福祉協議会(非営利社会福祉法人)で、日本国内のすべての都道府県・市町村にある。国と自治体が出資している)
- ②コロナ貸付以前も公的貸付制度(生活福祉資金貸付事業)を行っていたが、認知度が低く、あまり利用されていなかった
- ③住民税非課税世帯は償還免除である
...日本で住民税が課税される世帯は月収約10万円以上
(30,018TWD/1,260,000KRW)
- ④貸付申請手続きが大幅に簡素化された

コロナ貸付の概要

【緊急小口資金】

(一時的な資金が必要な方[主に休業された方])

	本則	特例措置
貸付対象者	緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする低所得世帯等	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
貸付上限	10万円以内	学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内 その他の場合、10万円以内
据置期間	2月以内	1年以内
償還期限	12月以内	2年以内
貸付利子	無利子	無利子

【総合支援資金(生活支援費)】

(生活の立て直しが必要な方[主に失業された方等])

	本則	特例措置
貸付対象者	低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限	(二人以上)月20万円以内 (単身)月15万円以内 貸付期間:原則3月以内	同左
据置期間	6月以内	1年以内
償還期限	10年以内	同左
貸付利子	保証人あり:無利子 内閣府備託人なし:年1.5%	無利子

コロナ貸付を利用したのは社会的脆弱層

滋賀県大津市における借受人の属性(2020年6月時点)

- ①無職、失業者・約670世帯⇒離職や倒産(市内ホテルの倒産、百貨店の閉店)
- ②高齢者世帯・約260世帯 ⇒年金+アルバイトで生活していたが、
年金だけで生活できない
- ③ひとり人親世帯・約195世帯 ⇒出勤減 + 学校が休校
- ④外国人世帯・約100世帯



☞ 普通に生活していた人たちの相談が多い

(滋賀県大津市社会福祉協議会・奥野祐樹氏作成の調査資料より作成)

コロナ貸付の広まりが日本社会に示したものの

①社会経済的脆弱層に対する緊急時の現金を交付する公的制度の不十分さ

☞現状では「貸付」しかない

②貸付制度と社会福祉協議会に対する認知度の向上

③貸付制度運用体制の不十分さ(社会福祉協議会職員の人員不足と過重労働)

なかでも、

建設業や飲食業等の自営業者、

母子世帯の母親や外国人労働者が多くを占める非正規雇用労働者等の生活が、

日本の社会保障・社会福祉施策では守られていなかったことが露呈した

【評価できる点】

①現金(生活費)が迅速に困窮者に届けられたこと

☞10日から2週間以内に借受人の銀行口座に振り込まれた

②社会福祉協議会が実施主体であったこと

...社会福祉協議会によるFOOD BANKや母子世帯などの
当事者相互の支援などの取組み

☞これからの地域における困窮者支援に新しい試みが見られた

【疑問点】

- ① 困窮者世帯に生活費を貸し付けることの是非
- ② 住民税非課税世帯の年収を少しでも上回る世帯にとっては、
償還が借受人の生活再建の足かせになる可能性がある
- ③ 債権管理を外部委託することへの危惧
 - ☞ 債権回収業者に債権を売却しないか？

新たなコロナ対策・
生活困窮者自立支援金創設
【貸付を上限額まで借りた人を対象に給付金】

2020年7月より

①単身世帯:6万円、2人世帯:8万円、3人以上世帯:10万円
/1か月を、申請月から3か月間以内のみ給付

②収入要件、預貯金に制限あり、求職活動、生活保護申請が条件

☞行政から通知が来ても、申請件数は10~20%と低迷

生活困窮者自立支援金の失敗

では、

なぜ生活困窮者の生活保護申請に結びつかないか？

👉生活保護受給件数は、コロナ禍2年目以降は増加傾向にあるが、コロナ貸付件数の増加に比べると僅か

(一般社団法人)つくろい東京ファンド

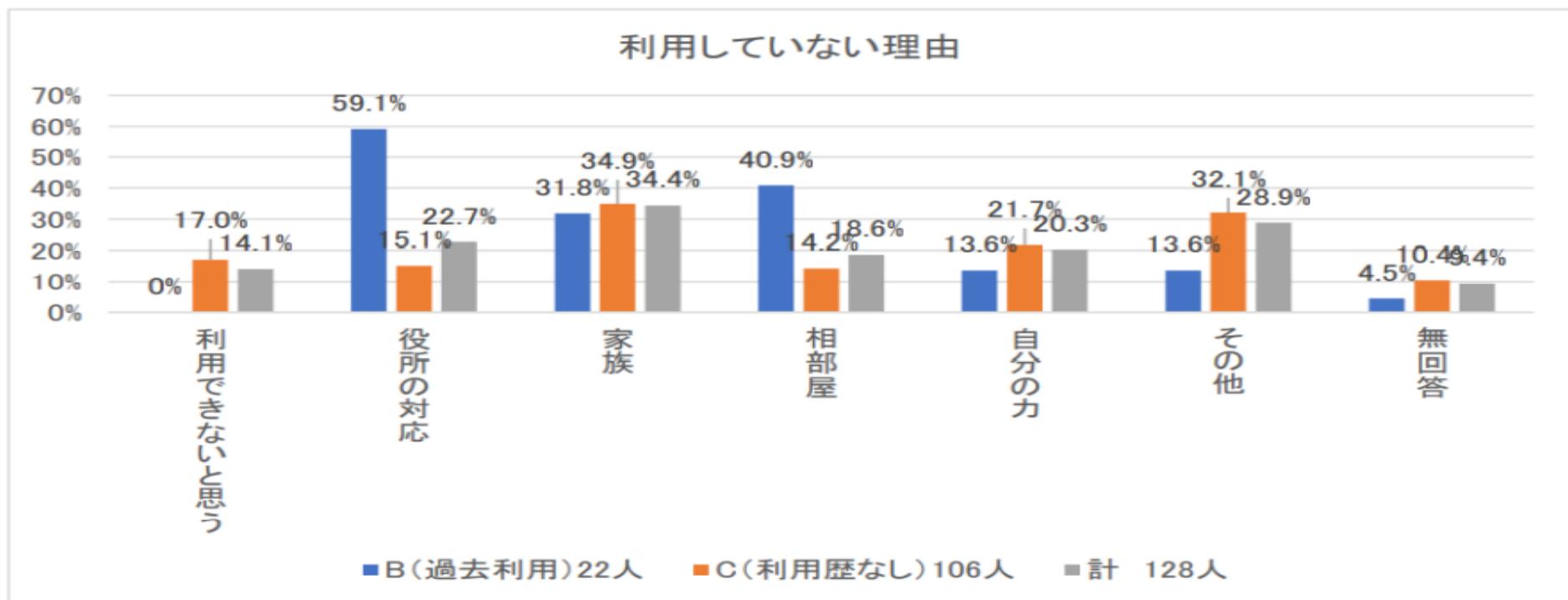
生活保護の利用を妨げている要因は何か？ ～年末年始アンケート調査結果の概要より

生活保護を過去に利用していた人の60%近くは、

「役所の対応」を生活保護を利用しない理由として挙げている

利用していない理由の回答(複数回答可)

	利用できないと思う	過去の役所の対応	家族に知られるのが嫌	相部屋の施設が嫌	自分の力でがんばりたい	その他	無回答
B(過去利用) (%)	0.0	59.1	31.8	40.9	13.6	13.6	4.5
C(利用歴なし) (%)	17.0	15.1	34.9	14.2	21.7	32.1	10.4
計 (%)	14.1	22.7	34.4	18.6	20.3	28.9	9.4



生活保護制度はなぜ忌避されるか

生活保護制度は申請者・受給者の尊厳を奪っていないか？

- ①親族・近隣関係等人間関係からの疎外(扶養義務調査)
- ②福祉事務所によるミーンズテスト(自動車・不動産保有制限、生活保護受給中の銀行口座通帳コピーの提出など)
- ③生活保護からの「自立」を妨げる所持金制限
- ④福祉事務所による「権威主義的ケースワーク」

生活保護法 第28条(1950年)

要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために、

厚生労働省令で定めるところにより、

当該要保護者に対して、報告を求め、若しくは当該職員に、

当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、

又は当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。

生活保護法 第28条 第5

要保護者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。

国際連合社会権規約委員会勧告(2013年)

国際連合社会権規約委員会は、

「スティグマ(恥辱)のために生活保護の申請が抑制されている日本の現状に「懸念」を表明し、

- ①「生活保護の申請を簡素化」すること、
- ②「申請者が尊厳をもって扱われることを確保する」こと、
- ③「生活保護につきまとう恥辱を解消する」手立てをとることを日本政府に勧告した。

「すべてを失った人」
を対象とした生活保護制度であり続けてよい
のか？

現行の生活保護法による

「包括的な給付」と「立ち入り調査」の組み合わせから
住宅、医療、介護、教育など利用者のニーズに応じた
個別扶助の給付へと

生活保護の仕組みの再構築を！

多謝你！

감사합니다！

ご清聴ありがとうございました

